

入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）及び本件に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

別記中 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格（要件）

知事の審査を受け、令和 5 年度から令和 7 年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 3 の(13)に掲げる提出期限の日から落札者決定の日までにおいて、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (3) 愛媛県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 納入期限までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）、会計規則及び契約に関して発注者が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、発注者に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。この場合、愛媛県があらかじめ用意した入札書を使用することができる。
 - ア 件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、名称又は商号及び代表者の氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
 - エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札書に添付して、物品内訳書を提出しなければならない。
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は日本国通貨による表示に限るものとする。
- (5) 入札書の提出場所は、別記中 2 (1) のとおり。
- (6) 入札書の提出期間は、別記中 2 (2) のとおり。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を持参又は郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）により提出しなければならない。加入電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (9) 入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。
- (10) 入札書は、封入のうえ提出すること。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮に氏名を朱書し、外封筒の封皮には「タブレット型端末の購入 入札書在中」と朱書しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

- (12) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を別記中 4 (3) に掲げる提出期限までに提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (15) 入札金額は、物品本体費用のほか、仕様書に掲げる諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（入札者が見積もる契約金額。当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、契約条件を契約書（案）等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (17) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (18) 開札の日時及び開札の場所は別記中 2 (3) のとおり。
- (19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (20) 開札を行う会場（以下「入札会場」という。）には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(19)の立会職員以外の者は入室することができない。
- (21) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては入札会場に入場することができない。また、入札執行の完了に至るまでは、入札を辞退した場合及び特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札会場を退場することができない。
- (22) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格決定通知書又はその写しを提示することとし、代理人にあっては、別紙様式による入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
- (23) 入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該入札会場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は、不正な利益を得るための連合をした者
- (24) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (25) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内での価格での入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、入札参加者又はその代理人すべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。
- (26) 入札回数は 3 回を限度とし、落札しない場合においては直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、原則として 2 回を限度として、別紙様式による見積書を徴する。
- (27) 入札参加者又はその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、当初の入札を辞退した入札参加者及びその代理人は、再度の入札及び見積合せには参加できないものとする。
- (28) 仕様書において定める物品について、入札参加者又はその代理人が同等のものを供給することとして申し出た時は、入札参加者又はその代理人から提出された資料等に基づき、開

札日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ、当該者の入札書を落札決定の対象とする。

4 入札保証金

- (1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。
- (3) (1)(2)に定めるもののほか、入札保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

5 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 物件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない、又は判然としない入札書
- (4) 入札参加者又はその代理人の提出した 2 以上の入札書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確である入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (7) 物件名の名称に重大な誤りのある入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額を訂正した入札書
- (10) 納付した入札保証金の額が入札書の見積もる契約金額の 100 分の 5 に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (13) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (14) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

7 契約保証金

- (1) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）
- (2) (1)に定めるもののほか、契約保証金に係る取扱いについては、会計規則の規定による。

8 契約書の作成

- (1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。
- (2) 落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札要求事項提出期限までに「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（書面）を提出すること。
- (3) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約の相手方は、契約書の作成にあたり、契約書に記載すべき事項に関して必要な説明を契約事務担当者に行うものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）及び添付書類のとおり。

10 入札者に求められる義務

入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

11 資格審査に関する事項

資格審査に関する事項の照会先並びに申請書の提出先

愛媛県立三島高等学校 事務室

〒799-0405

愛媛県四国中央市三島中央5丁目11番30

電話 0896-23-2136

12 その他必要な事項

入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が、本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人が負担するものとする。

別記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
タブレット型端末の購入
- (2) 購入物品及び数量
タブレット型端末 28 台
- (3) 納入期限
令和 7 年 10 月 31 日（金）
- (4) 納入場所
愛媛県立三島高等学校 第 1 教棟 3 階 STEAM 教室
（所在地：愛媛県四国中央市三島中央 5 丁目 11 番 30 号）
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の提出先等

- (1) 入札書の提出先
愛媛県立三島高等学校 事務室
- (2) 入札書の提出期間
ア 持参による場合 令和 7 年 6 月 20 日（金）午前 8 時 20 分から
令和 7 年 6 月 24 日（火）午前 9 時 59 分まで
イ 郵送等による場合 上記期間中に 2（1）に掲げる場所に必着のこと。
- (3) 開札の日時及び場所
日時 令和 7 年 6 月 24 日（火）午前 10 時 00 分
場所 愛媛県立三島高等学校 小会議室

3 仕様書等に係る照会先

質問等がある場合は、原則として、別紙様式による質問書を提出することにより受付け、数日中に回答する。

照会期限 令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 4 時 50 分まで

担当部署 愛媛県立三島高等学校 事務室

住所 〒799-0405 愛媛県四国中央市三島中央 5 丁目 11 番 30 号

電話 0896-23-2136

4 入札関係書類について

- (1) 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書
イ 誓約書
ウ 入札（契約）保証金の免除を申請する場合、入札（契約）保証金免除申請書及び過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約を締結し、履行した実績を確認できる書類（2 件以上） ※別添「入札（契約）保証金について」参照
エ 電子契約を希望する場合、電子契約同意書兼メールアドレス確認書
- (2) 提出先 愛媛県立三島高等学校 事務室
- (3) 提出期限 令和 7 年 6 月 17 日（火）午後 4 時 50 分まで
- (4) 入札参加の可否の通知
入札参加の可否について、入札書提出期間の前日までに書面で通知する。